



＜伏見港ロゴマーク＞

伏見にゆかりのあるイラストレーター、ながた みどり氏にデザインしていただいた飾り文字形式のロゴマークです。

みなとまち伏見を象徴する川、十石舟、酒蔵、三栖閘門などで「伏見港」の文字が形作られています。

以下の使用規程に基づきご利用いただけますので、伏見港のPR、賑わいづくり活動に是非お役立てください。

伏見港ロゴマーク使用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、伏見港ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用承認申請等）

第2条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、「川のみなとオアシス 水のまち 京都・伏見」パートナー制度要綱第5条に規定するパートナー登録を行ったうえで、「伏見港ロゴマーク使用申請書（別記第1号様式）」を、川のみなとオアシス 水のまち 京都・伏見運営協議会（以下、「管理者」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用の承認）

第3条 管理者は、前条の規定による申請があった場合には、申請の内容を審査し、伏見港の「みなとオアシス」登録を契機とした持続可能な賑わいづくりに寄与すると認められるものについて、次の各号のいずれかに該当するものを除き、使用を承認するものとする。

- (1) 伏見港の賑わいづくりに係る事業の品位を傷付け、又は傷付けるおそれのあるとき。
- (2) ロゴマークを第5条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれのあるとき。
- (3) 伏見港の賑わいづくりに係る事業又は管理者が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- (4) 法令又は公序良俗に反する等社会的に非難を受けるものであるとき。
- (5) 特定の個人、政党、思想又は宗教団体の活動を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) 消費者や利用者の利益を害すると認められるとき。
- (7) その他管理者が不適切であると判断したとき。

2 管理者は、前項に規定する承認を行った場合は、「伏見港ロゴマーク使用（変更）承認通知書（別記第2号様式）」により申請者に通知するものとする。

3 第2条及び前2項の規定に関わらず、次の各号に掲げる団体等については、使用の承認に係る手続きは不要とする。

- (1) 川のみなとオアシス 水のまち 京都・伏見運営協議会に参画している団体及びオブザーバー
- (2) 京都府又は京都市が参画、共催又は後援している事業に係る実行委員会等
- (3) その他、管理者が特に認める団体等

(使用許諾料)

第4条 ロゴマークの使用許諾料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容にのみ使用し、管理者が指示する使用条件に従うこと。
- (2) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) カラー印刷及び白黒印刷で使用を可能とし、ロゴマーク管理者から提供されたデータから色の変更は行わずに使用すること。
- (4) ロゴマーク中の文字が判読できるよう、縦横比は固定し、縦幅 10mm、横幅 23mm 以上の大きさで使用すること。
- (5) ロゴマークを配置する際は、周囲に 5mm 以上のスペースを確保すること。
- (6) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。

(完成品の提出)

第6条 使用者は、承認に係る物品等の完成品(完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真など外観がわかるもの)を当該物品等の完成後速やかに管理者に提出しなければならない。

(承認内容の変更)

第7条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「伏見港ロゴマーク使用承認変更申請書(別記第 3 号様式)」を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する承認は、「伏見港ロゴマーク使用(変更)承認通知書(別記第 2 号様式)」により申請者に通知する。

(承認の取消し)

第8条 管理者は、ロゴマークの使用がこの規程又は承認内容に違反していると認められた場合は、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、「伏見港ロゴマーク使用承認取消通知書(別記第 4 号様式)」により申請者に通知する。

3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以降、当該承認に係るロゴマークの使用、配布、掲示等をしてはならない。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、ロゴマークの使用承認を取消した場合、使用承認を取り消された者又は第三者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

2 ロゴマークの使用承認を受けた者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、管理者は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年6月21日から施行する。